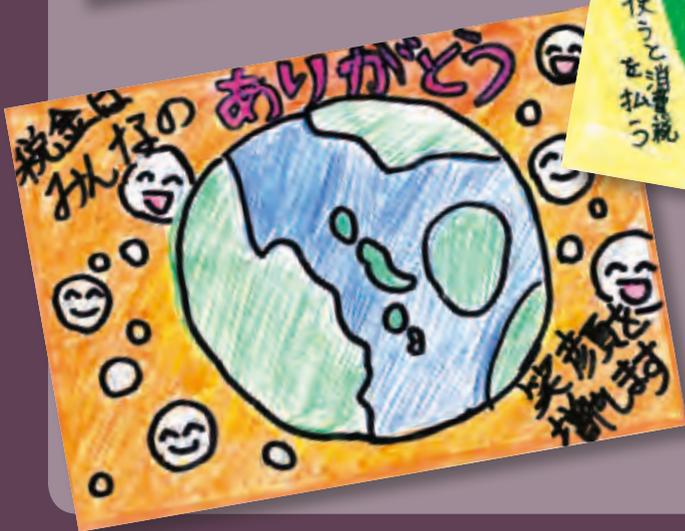


藤枝法人会報

平成25年度 第3回 **税に関する**
絵はがきコンクール
優秀作品



No. 97

平成26年2月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所2F)

TEL (054) 643-8410 FAX (054) 645-1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会員
募集中

行動する法人会



—平成26年度税制改正に関する提言—

全法連では、平成26年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。



財務省

10月25日

財務副大臣

愛知 治郎 氏

左から 愛知財務副大臣、柳田税制・税務委員
長、横山専務理事



主税局長

田中 一穂 氏

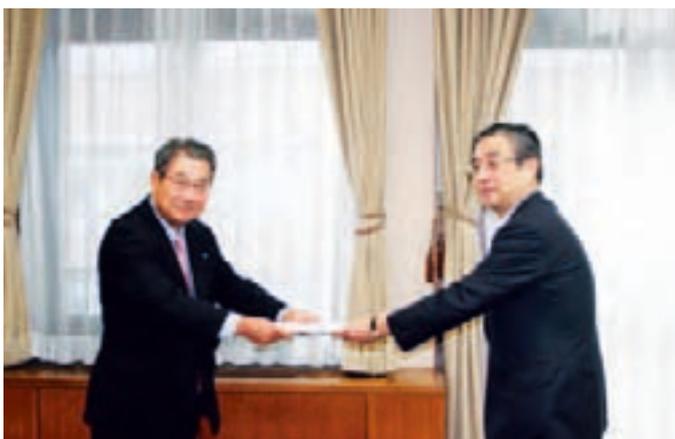
右 田中主税局長
左奥から 柳田税制・税務委員長、横山専務理事

国税庁

表敬訪問 11月19日

長官
稲垣 光隆 氏
次長
藤田 利彦 氏

奥右から 稲垣長官、藤田次長
手前右から 横山専務理事、池田会長、柳田税制・
税務委員長



右 稲垣長官
左 池田会長

課税部長
岡田 則之 氏

奥左 岡田課税部長
手前右から 横山専務理事、池田会長、柳田税制・
税務委員長



日本維新の会

11月26日

税制調査会長

片山 虎之助 氏



右から 片山税制調査会長、柳田税制・税務委員長、
長谷川税制・税務副委員長

中小企業庁

10月24日

長官

北川 慎介 氏



右から 北川長官、柳田税制・税務委員長、横山専務理事



事業環境部長

松永 明 氏

右 松永事業環境部長
左奥から 柳田税制・税務委員長、横山専務理事





自民党

予算・税制に関する政策懇談会

11月6日

財政・金融・証券団体委員長

鈴木 馨祐 氏

石田 真敏 氏

土屋 正忠 氏 他

全法連出席者 横山専務理事

公明党

税制改正要望等ヒアリング

11月13日

政務調査会長

石井 啓一 氏

税制調査会長

斎藤 鉄夫 氏

上田 勇 氏

全法連出席者 柳田税制・税務委員長、長谷川税制・
税務副委員長、横山専務理事



民主党

財務金融部門税制改正要望ヒアリング

10月29日

座長

前原 誠司 氏

尾立 源幸 氏

古本 伸一郎 氏

安井 美沙子 氏

鷲尾 英一郎 氏 他

全法連出席者 柳田税制・税務委員長、長谷川税制・
税務副委員長、横山専務理事



この他、みんなの党に提言書を持参するとともに、参議院の比例代表選出議員に対し提言書を送付するなどの提言活動を実施しました。

平成25年度 第3回 え 税に関する せい 絵はがきコンクール

女性部会主催

法人会では、租税教育の一環として、小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を全国的に実施しています。
 藤枝法人会でも155点の応募がありました。優秀5作品を含む全作品をご紹介します。

藤枝法人会長賞



藤枝市立
大洲小学校 6年生
古井 真琴さん

藤枝法人会女性部会長賞



焼津市立
東益津小学校 6年生
大久保 朱梨さん

優秀賞



焼津市立
豊田小学校 6年生
市川 知寛さん

優秀賞



焼津市立
黒石小学校 6年生
安野 紫陽さん

優秀賞



焼津市立
黒石小学校 6年生
樫木 菜名さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
池田 真白さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
橋本 紗奈さん



藤枝市立高洲小学校 6年生
山本 裕奈さん



藤枝市立岡部小学校 5年生
長嶋 真也さん



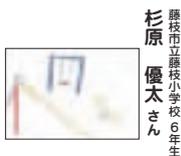
藤枝市立大洲小学校 6年生
永田 翔さん



藤枝市立大洲小学校 6年生
鈴木 海哉さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
永田 遥さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
杉原 優太さん



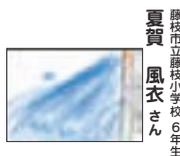
藤枝市立藤枝小学校 6年生
網川 萌佳さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
田中 沙彩さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
池谷 愛実さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
眞賀 風衣さん



焼津市立大井川南小学校 6年生
大石 真琴さん



焼津市立大井川南小学校 6年生
亀山 拓夢さん



焼津市立大井川南小学校 6年生
小林 真己さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
森下 光征さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
田村 司さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
愛甲 宇志さん



焼津市立黒石小学校 6年生
寺田 伊津紀さん



焼津市立黒石小学校 6年生
戸塚 向菜さん



焼津市立黒石小学校 6年生
岩崎 颯人さん



焼津市立黒石小学校 6年生
増田 友希さん



焼津市立黒石小学校 6年生
松浦 健真さん



焼津市立黒石小学校 6年生
小塚 太一朗さん



焼津市立黒石小学校 6年生
小泉 沙樹さん



焼津市立黒石小学校 6年生
小野田 譜香さん



焼津市立黒石小学校 6年生
米山 公三さん



焼津市立黒石小学校 6年生
小松 亮太さん



焼津市立黒石小学校 6年生
山村 竜久さん



焼津市立黒石小学校 6年生
吉田 まなさん



みんな応募ありがとう!



焼津市立豊田小学校 6年生
田田 実穂さん



焼津市立豊田小学校 6年生
松下 美優さん



焼津市立豊田小学校 6年生
田島 叶恵さん



焼津市立豊田小学校 6年生
鈴木 愛佳さん



焼津市立豊田小学校 6年生
奥川 瑞琉さん



焼津市立豊田小学校 6年生
匂坂 薫橘さん



焼津市立豊田小学校 6年生
前田 直さん



焼津市立豊田小学校 6年生
橋山 海斗さん



焼津市立豊田小学校 6年生
勝山 大輔さん



焼津市立豊田小学校 6年生
杉山 慶さん



焼津市立豊田小学校 6年生
高橋 うららさん



焼津市立豊田小学校 6年生
村上 蘭さん



焼津市立豊田小学校 6年生
市川 拓海さん



焼津市立豊田小学校 6年生
下川 成美さん



焼津市立豊田小学校 6年生
菅井 梨乃さん



焼津市立豊田小学校 6年生
山口 美咲さん



焼津市立豊田小学校 6年生
沖 ふたかさん



焼津市立豊田小学校 6年生
大野 拓也さん



焼津市立豊田小学校 6年生
大塚 智貴さん



焼津市立豊田小学校 6年生
萩原 愛夏さん



焼津市立豊田小学校 6年生
吉村 祐輝さん



焼津市立豊田小学校 6年生
仁藤 菜々花さん



焼津市立豊田小学校 6年生
北崎 愛子さん



焼津市立豊田小学校 6年生
丸山 美樹さん



焼津市立豊田小学校 6年生
平山 亜以さん



焼津市立豊田小学校 6年生
松永 泰成さん



焼津市立豊田小学校 6年生
浅場 結衣さん



焼津市立豊田小学校 6年生
見原 憧さん



焼津市立豊田小学校 6年生
森村 陽美さん



焼津市立豊田小学校 6年生
村松 ゆう一さん



焼津市立豊田小学校 6年生
森 大樹さん



焼津市立豊田小学校 6年生
杉崎 百香さん



焼津市立豊田小学校 6年生
櫻井 悠翔さん



焼津市立豊田小学校 6年生
片山 楓さん



焼津市立豊田小学校 6年生
広住 龍雅さん



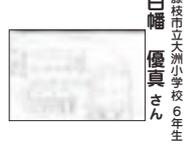
焼津市立豊田小学校 6年生
岩崎 大聖さん



藤枝市立大洲小学校 6年生
紅林 知里さん



藤枝市立大洲小学校 6年生
藤村 理史さん



藤枝市立大洲小学校 6年生
白幡 優真さん



藤枝市立豊田北小学校 6年生
小澤 舞子さん



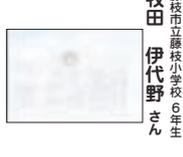
藤枝市立豊田北小学校 6年生
山口 亜純さん



藤枝市立豊田北小学校 6年生
近藤 由佳さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
河原崎 修弥さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
牧田 伊代野さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
松本 慧佳さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
水野 涼さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
多々良 かりなさん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
市川 蘭さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
中尾 海友さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
津田 実希さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
村松 伊吹さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
澤端 里緒さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
内野 光さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
古澤 悠未さん



焼津市立大井川南小学校 6年生
増田 守吏也さん



焼津市立大井川南小学校 6年生
鈴木 来夢さん



焼津市立大井川南小学校 6年生
油井 晴香さん



焼津市立大井川南小学校 6年生
石間 理花さん



焼津市立大井川南小学校 6年生
谷山 真紀さん



焼津市立大井川南小学校 6年生
戸邊 千風優さん



みんな応募ありがとう!



焼津市立黒石小学校 6年生
大石 彩渚さん



焼津市立黒石小学校 6年生
斉藤 伊吹さん



焼津市立黒石小学校 6年生
前田 龍之介さん



焼津市立黒石小学校 6年生
増田 一瀬さん



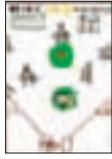
焼津市立黒石小学校 6年生
坂上 奈緒さん



焼津市立黒石小学校 6年生
村松 実緒さん



焼津市立黒石小学校 6年生
小野田 航己さん



焼津市立黒石小学校 6年生
阿部 剛大さん



焼津市立黒石小学校 6年生
青島 花菜さん



焼津市立黒石小学校 6年生
松野 太郎さん



焼津市立黒石小学校 6年生
岡田 心那さん



焼津市立黒石小学校 6年生
白石 菜未さん



焼津市立豊田小学校 6年生
加納 歩武さん



焼津市立豊田小学校 6年生
小森 大輝さん



焼津市立豊田小学校 6年生
森下 里佳子さん



焼津市立豊田小学校 6年生
鈴木 勇大さん



焼津市立豊田小学校 6年生
村松 楓香さん



焼津市立豊田小学校 6年生
三坂 明杜さん



焼津市立豊田小学校 6年生
小田 桃華さん



焼津市立豊田小学校 6年生
西尾 星乃さん



焼津市立豊田小学校 6年生
数崎 師希さん



焼津市立豊田小学校 6年生
良知 愛蘭さん



焼津市立豊田小学校 6年生
杉山 元貴さん



焼津市立豊田小学校 6年生
一言 美樹さん



焼津市立豊田小学校 6年生
宮原 まどかさん



焼津市立豊田小学校 6年生
山本 千華さん



焼津市立豊田小学校 6年生
和田 悠輔さん



焼津市立豊田小学校 6年生
森岡 歩夢さん



焼津市立豊田小学校 6年生
多々良 駿太さん



焼津市立豊田小学校 6年生
今本 琴音さん



焼津市立豊田小学校 6年生
石上 由羽さん



焼津市立豊田小学校 6年生
名倉 優斗さん



焼津市立豊田小学校 6年生
松下 直矢さん



焼津市立豊田小学校 6年生
中尾 佳央さん



焼津市立豊田小学校 6年生
鶴木 翔太朗さん



焼津市立豊田小学校 6年生
杉山 広太郎さん



焼津市立豊田小学校 6年生
橋ヶ谷 有沙さん



焼津市立豊田小学校 6年生
村上 佳輝さん



焼津市立豊田小学校 6年生
浦山 瑠亜さん



焼津市立豊田小学校 6年生
近藤 智也さん



焼津市立豊田小学校 6年生
太田 美涼さん



焼津市立豊田小学校 6年生
佐野 圭梧さん



焼津市立焼津西小学校 6年生
望月 春花さん



焼津市立焼津西小学校 6年生
伊藤 菜津さん



焼津市立焼津西小学校 6年生
宮嶋 かの子さん



焼津市立豊田小学校 6年生
山梨 尚哉さん



焼津市立豊田小学校 4年生
法月 映鈴音さん



焼津市立豊田小学校 6年生
池田 海夢さん



焼津市立豊田小学校 6年生
石間 眞翔さん



焼津市立豊田小学校 6年生
神谷 彩香さん



焼津市立豊田小学校 6年生
葦科 佑芽さん



焼津市立豊田小学校 6年生
葦科 さくらさん



焼津市立豊田小学校 6年生
松本 菜子さん



焼津市立焼津西小学校 6年生
吉田 滯菜さん



藤枝市立青島北小学校 6年生
増田 莉子さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
大須賀 愛佳さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
のつき こうがさん



焼津市立大井川南小学校 6年生
大石 彩乃さん



焼津市立黒石小学校 6年生
片山 大輔さん



焼津市立黒石小学校 6年生
佐野 奈央さん

平成25年度 税に関する作品 表彰式

平成25年11月20日(水)、藤枝税務署管内納税貯蓄組合連合会・藤枝間税会・藤枝法人会3会共催による『税に関する作品表彰式』が行われました。当会からは、5ページ掲載の「税に関する絵はがき」優秀5作品の方々に対して表彰状及び副賞が授与されました。



司会：女性部会長 平井眞子

藤枝法人会 牧田会長より表彰状授与



●応募作品(一部優秀作品のみ)は、以下の場所に展示・掲示いたしました。

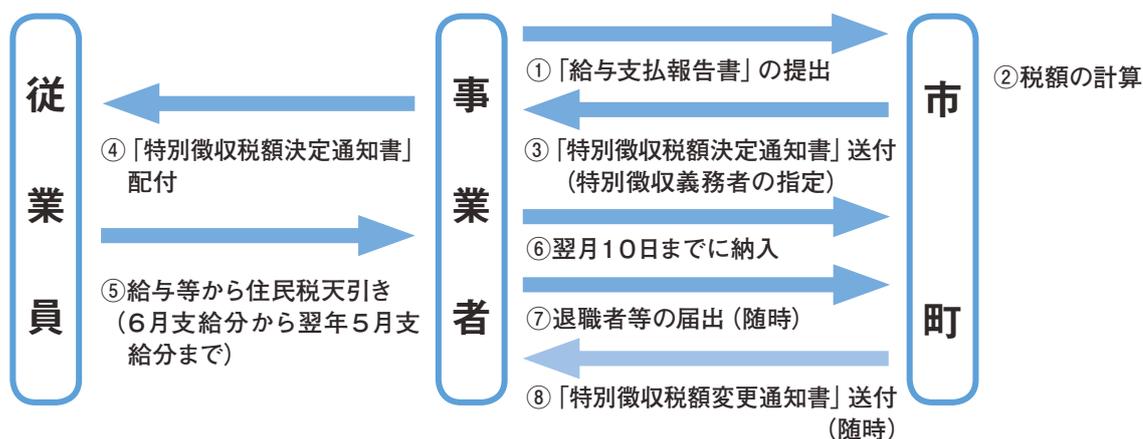
1	藤枝税務署	6	藤枝市役所 1 階ロビー
2	藤枝市文化センター	7	焼津市役所本館 2 階ロビー
3	藤枝市生涯学習センター	8	藤枝駅構内パープルビジョン
4	焼津市文化センター	9	焼津市立総合病院ホールモニター
5	焼津信用金庫豊田支店		

個人住民税の特別徴収（給与天引）について

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収（給与から引き去りして納める）することが法令で義務付けられています。（アルバイト・パートに関わらず、所得税が源泉徴収されている従業員の方は原則、特別徴収による納付となります。）

特別徴収に御理解と御協力をお願いします。

【個人住民税の特別徴収制度の概要】



お問い合わせ先

焼津市課税課 ☎054-626-2149

藤枝市課税課 ☎054-643-3187

静岡県藤枝財務事務所管理課 ☎054-644-9120

自動車税の登録手続きはお早めに

自動車税は、毎年4月1日現在運輸支局に登録されている自動車（軽自動車を除く）の所有者に対して課税されます。下取りに出したり廃車した場合は、名義変更や廃車の登録手続きを3月31日までに完了しないと、手離れた車の税金を納税しなければならないことになります。

また、身体や精神に一定の基準に該当する障害のある方が所有・使用する自動車で、本人が運転する、生計を一にする、常時介護する方が運転するものについては、申請により自動車税が減免される場合があります。

お問い合わせ先

静岡県藤枝財務事務所課税課課税第1班

☎054-644-9122

滞納整理強化月間の取組みについて

県と県内全市町は、納期限内に納税している方との公平性を確保するため、11月と12月一斉に滞納処分の強化をしました。

当事務所管内でも、差押えの強化、広報活動、静岡地方税滞納整理機構との連携など、税収確保に向けて全力で取り組みました。

今後とも県・市町一丸となって税収確保に取り組んでいきます。

《静岡県藤枝財務事務所・島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉田町・川根本町》

講演会

「日本の近代化と四代の皇后」

静岡福祉大学教授 小田部 雄次 氏

天皇のお名前は、明治になってから元号で呼ぶようになったんですね。明治からは一世一元ですので、天皇一代で1つの元号を使うようになったと。ですから三代は明治、大正、昭和の天皇。「平成天皇」という言葉はまだないんです。諡（贈り名）といいまして、亡くなられてから名前をつけるんですね。今までの歴史から見て、多分「平成天皇」と呼ばれると思います。明治天皇も大正天皇も元号使っていますからね。平成までで四代。今いろいろ週刊誌をにぎわしていますが、今の皇太子様が天皇になることは間違いないですから、当然皇太子妃がそのまま皇后さんになります。この方々のお話を今日はさせていただくということになります。

☆衣装から見られる皇室の変遷

資料のカラーの写真を見てください。こんなドレスを着ていたのが、明治天皇の皇后である昭憲皇太后さんです。日本の女性で最初に洋装をした方なんです。しかも大礼服といいまして、戦前の天皇は神様ですからね。今よりも華やかで、お金も使っていたわけですね。幕末には「西洋は出ていけ」なんて言っていたのに、明治になって、あつという間にこういうのを着るようになったんですね。

その次に孝明天皇。この方は絵で、写真はございませんが、幕末の最後の天皇さんです。この方がうさかったために幕末は揺れたんですよ。「外国は嫌いじゃ。異人は嫌いじゃ」と。「あんなのが日本に足踏み入れたらば、神国日本はつぶれる。幕府はなぜ勝手に条約結んだんだ」ということから、あの尊王攘夷運動が始まっちゃったんですよ。

その奥様がこちらの方です。これ写真なのかなあ。最初見たとき、すごく怖かったんですよ。何でかなと考えたんですが、眉が剃ってあるし、お歯黒しているんですよ。これは明治までやっていましたから。さっき見せました昭憲皇太后さんも、眉剃ってお歯黒してたんです。変わったんです、明治になってから。1つの貴重な史料ですね。



そして、この外国嫌いの孝明さんが亡くなって明治天皇が即位するわけですね。この明治天皇は、今まで京都にいた公家さんですから、こんな格好していたわけですよ。こういうのが昔の正式の冠なんですね。冠をかぶり、かんざしが差してある。これは直衣(のうし)と書いて普段着なんですけれども、浅沓(あさぐつ)と書いて、木のぼっくりみたいのをはいているんですよ。そして笏を持っています。これが大体正式な姿だったんですね。要するに洋装はしてないんです。これは当然ですね。外国にとまどっている段階で、まだ牛肉も食べてないころですから。

その奥様が昭憲皇太后さんです。こちらは和風のご真影と洋風のご真影とあるんですよ。最初は和服だったんですよ。まあ、本当はこういうのは和服とは言わないんですね。正しくは男は「衣冠束帯」という、皇室の代々の衣装なんです。女は十二単衣とか、あいうやつですね。その隣が洋服で洋装なんですね。

もう1つ、裏側へいきますと、そのお子さんが大正天皇。大正天皇はお体が弱かった。晩年もちょっと精神的に無理があったという説がありますね。それで、早めに早めにということで、貞明皇后さんと早く結婚させました。最初の婚約者は体が弱いということで、破棄にしちゃったんですよ。明治天皇の反対を押し切って皇后候補を替えたんです。結局この方が、思惑どおりというか、男のお子さんを4人産みますから、これはもう皇位継承万々歳で大成功だったということです。これが貞明皇后さん。その長男が昭和天皇なわけですね。

そして、昭和天皇の奥様になられたのが久邇宮良子(くにのみやながこ)さん。我々からすると、美智子さんをいじめたということで、どうも彼女のイメージが悪いんですね。今の美智子皇后さんが結婚するときに、平民の出身だからと反対したという話があって、私もその記録を見つけた1人なんですけれど。それで私、皇室研究者になっちゃったんですけどね。生まれが余りにも身分の高い、皇族の久邇宮家の方ですからね。日清製粉の社長というレベルと違うんですね、昔

はね。日本の場合、どうしても古い身分制度が残っているから、いろいろとつらい思いをされたということなんですね。

そして現在は美智子皇后さんと雅子妃殿下と皇太子殿下。これはお顔はいらないですよ。大体わかるでしょう。その前の方々のお顔について、ちょっとイメージを持っていただいて、それからお話に入らせていただこうかなと思います。

さて、何度も言いましたが、私が今日お話しさせていただきたいのは、次の皇太子殿下と雅子妃殿下はどうなるのか、大丈夫なのかと。週刊誌でも随分ありましたが、最近ちょっと落ち着いてきた感じですね。雅子さんもお元気になられているというような話が出て。ただ、我々皇室研究者から見ても、いろいろ雑音も多いし、いらぬ政治的な動きもあるので、どういうふうに交通整理したらいいのかなということ私なんかも考えて、かつ聞かれれば答えているわけなんですけど、そのときやっぱり歴史事実を無視してはしゃべれないというのが私の1つの気持ちです。

☆皇后が文化をリードする

ところで、皇后というのは一体何なんだろう。我々一般社会の女性と皇后って、一体どういうふうに関係しているのかと。そういうことをちょっとお話しさせていただきますこうと思います。

ポイントは3つありまして、まず古い時代になりますが、百何十年前、幕末。さっき言いましたけれど、尊王攘夷運動の柱になったのが皇室なんです。その外国を追っ払えと言った皇室が生き残って、アメリカと条約を結んだ幕府が滅んでしまった。「どこですり替わっちゃったんだ」と思いませんか？今だって、国際親善とかいってインドへ行かれたり、積極的に世界中回っていらしゃいます。恐らく日本人の中で一番世界へ行かれているのは今の両陛下だろうと思いますけれども。つまり、尊王だの攘夷だの言っていると国際社会では生きていけないということを、まず第一段階で考えて、皇室は積極的に外国の人とつき合うようになったんですね。

その場合に何が問題かといいますと、自分たちの今まで持っていたアイデンティティー、日本人としての



ライフスタイル、考え方をどうするかという問題当然起きますよね。それで少しずつ、初めて皇后が牛乳を飲まれたとか、記録が残っているわけですよ。初めて牛肉をお召し上がりになったとかね。少しずつ慣れていく。初めて洋服を召されたとか、こういうことが明治時代の記録に残っています。少しずつ少しずつご自身をヨーロッパ、アメリカに合わせる努力をしてきたわけですよ。

だけど、世の中の人々は半信半疑ですよ。女性だって、当時まだ洋服というのは大変なもので、すぐには変えられない。少しずつ少しずつ変わってくるんですよ。宮中の方々が洋装をされることで、少しずつ文化のリードをしていたわけですよ。宮中の人々が模範を示す形でやっていた。ダンスパーティーを開くとかね。でも、やっぱり日本人が乗り越えられた問題と乗り越えられなかった問題はいっぱいあるんですね。皇室も同じ問題をいっぱい抱えていました。

昭憲皇太后さんが実は西洋がお好きな方でね、頑張って頑張って洋服着て、自分の短歌にも「ヨーロッパが好きだ」というようなことを歌ってらっしゃるんですが、実は明治天皇がそれほどヨーロッパが好きじゃなかったんですよ。西洋化したけれど嫌いなんです。ですから、旦那様を乗り越えてやるわけにはいかないと。これがいかにも日本的だと思うんですよ。

資料を見ていただきますと、これは大日本帝国憲法、今の日本国憲法の前の憲法ですね。これが発布されたときの絵なんですけど、これを我々が見てもべつに不思議にも感じないんですが、これを外国の人が見ると不思議に思うんだそうですよ。「なんで皇后が普通の人の同じところに立ってるの？」と思うんだそうです。「皇后たるものが、なんで天皇の脇に立ってないんだ？」と。言われるまで僕も気がつかないんですよ。それほどまでに我々日本人の中には男女の意識のずれというのが刷り込まれているわけですよ。旦那より一歩下がるのが当たり前だし、大体旦那と手をつないで歩くなんで、明治時代にはないわけですよ。最近僕はそれを言っているわけですよ。「明治時代に、今の天皇さんみたいに夫婦でどこかへ行くなんてあり得ない」と。

皇室の一夫一婦制というのができたのも、明治からじゃないんですよ。これはいろんな説があって、実は大正天皇からだという説と昭和天皇からだという説と二通りございます。実際側室がいなくなったのは大正天皇からというのが公式の見解です。明治天皇さんは15人お子さんをもうけましたが、かわいそうなことに10人亡くなっていますからね。子供のうちに早死にしています。栄養とか環境が悪かったみたいで。4人のお嬢さんと男の子が1人生き残って、この方が大正天皇なんですよ。男は1人しかいなかった。そう

ということだから、本当は側室がいっぱいたほうがいいんじゃないかと。側室はたくさんいまして、15人は5人の女性が産んでいます。ただし皇后さんは1人も産んでないんです。昔はよくあることだった。これが大正天皇になって初めて、側室じゃなくて皇后さんが自分の子供を産んで、側室がなくなったのはこのときからだと言われています。でも、実ははっきりやめたのは昭和天皇のときだったんですよ。

昭和天皇が皇太子のときにヨーロッパに行きまして、向こうでやっぱり感じたんでしょうね。キリスト教国でしょう。側室がいるなんて野蛮なんですよ。一夫一婦制ですからね。昭和天皇は、ちょっと自尊心を傷つけられたんだと思うんですよ。きちっとした記録はないけれど、イギリスの王様に会ったときに、いろいろ不思議がられるわけですよ。これは昭和天皇にとってはショックだったみたいで、帰ってきて宮中改革するんですよ。側室や女官は全部廃止すると、自分から言い出すんです。そして、「良宮（ながみや＝良子）以外の女性と子供をつくる気はない」と宣言しちゃうんですよ。そういう意味では、まあ真面目な方というか、立派な方です。お母さんがびっくりしちゃいまして、「側室も周りの女官もいなくなっちゃったら、伝統守れないじゃないのよ」と。皇室の親子関係は、あのころから微妙だったんですね、やっぱりね。

まあ、何とか側室は廃止したけれど、実は香淳皇后さんになかなか男児が生まれません。ようやく昭和8年に今の陛下が生まれて万々歳ということになったんです。戦後明らかになります。後に生まれた弟の常陸宮様は小児まひだったんです。男系男子で繋いでいくというのは昔から大変だったんです。

昭憲さんは昭憲さんで、実のお子様が生まれません。貞明さんは貞明さんで、大正天皇がちょっとお体が弱くて、全部1人で背負わなきゃいけなかったという苦労があった。香淳さんは香淳さんで、実はお母さんが薩摩の出身で、しかも色盲が入っていたんですね。それで長州藩の山縣有朋なんか結婚に反対して、すごい騒ぎになるわけですよ（宮中某重大事件）。そして、なかなか男児が生まれません。苦労をされた。今の雅子妃殿下の話と比べてみても、昔は昔で皆さん苦労されていたということなんです。それを何とか乗り越えてき



たんだということですね。

☆近代の皇后を比較してみると

最後に、この「近代皇后・皇太子妃情報一覧」という資料を見てください。これは近代の皇后さんを比較してみることで、いろいろわかるという、面白い記録ですね。

まず、出自。英照皇太后というのは孝明天皇の奥様です。あのお歯黒して眉を剃ったお写真の方ですね。貞明さんというのは大正天皇の奥様。香淳さんというのは昭和天皇の奥様。美智子皇后は今の方。そして雅子皇太子妃とありますが、まず出自で見ると、昔の五摂家というのは、皇族の次に偉い公家さんで、藤原の末裔ですよ。その家以上の人しか皇后さんにはなれなかったわけですよ。幕末と明治と大正には、この五摂家から結婚されています。香淳さんはどうかというと、その上の皇族なんです。桁が違うんですよ。だから貞明皇后も、自分よりも身分の上の人が自分の嫁になっていいのかって、かなり気を遣ったという話が残っています。次の美智子皇后は、日清製粉会長の家ですから、すごいブルジョアでお金持ちなんです。やっぱり平民なんですよ。雅子さんは、士族なんです。それよりも彼女の特徴として、外交官というキャリアは初めてですよ。皇后になる方で、一度就職したことのある方というのは。

また面白いのが学歴ですが、今は学校へ行ったほうが偉いと思っているかもしれませんが、当時は全然違っていてね、学校へ行くのは下品だったんですよ。自分の家で家庭教師に習うんです。それにしても雅子さんの学歴というのはすごいですよね。ハーバード出て、東大学生入学して、ベリオール・カレッジへ行くと。はっきり言って、僕はもう学歴で勝負する気なんかさらさらしない。そして、あの方はフランス語と英語がぺらぺらですからね。しゃべれて当たり前なんです。IOCのスピーチで有名になった高円宮久子妃なども、もともとそういう仕事の方だから。皇族だからしゃべれたんじゃない、久子妃は結婚前に翻訳や通訳の仕事をしていました。秋篠宮さんの紀子さんもそうです。海外帰国子女ですからね、あの方は。外国にいた時間のほうが長いんです。海外慣れしてる雅子さんは非常に苦しんだわけですね。それがまた、2,000年の伝統の宮中の祭祀をやるとかね。「え？」って感じになりますよね。そこが彼女のつまずきの始まり。しかも「男の子を早く産め」とか言われてね。「え？」って感じになったと思う。そのつまずきというのが随分と皇室を、混迷というか混乱させてきてしまったかなという気がします。

あと、御生母ですけど、英照さんは側室、昭憲さんも側室。昭憲さんの母親は、部屋にお付きのお医者



さんの娘なんですね。それから貞明さんなんていうのは、野間さんという家臣の側室の娘でしてね。同じ九条家とはいえ、ちょっと出自が違った。その後の久邇宮良子さん、つまり香淳さんのご生母は、藩主の娘だから由緒正しいんですよ。こういうのがはびこっちゃう世界なんですね。そして美智子皇后と、今の雅子さんは、そういうことが違った。

それから生まれの場所ですけれど、最初は当然京都なんですけど、近代の皇后さんはほとんど東京生まれなんです。これがまた面白いんですね。天皇は百何代といったけれど、みんな近畿から出たことないんですよ。そもそも人に顔を見せたことがない。まして皇后さんなんか、顔なんか見せたことないんですよ。しかも面白いことに、美智子さんと雅子さんは病院生まれというんですね。「当たり前じゃないか」と言うかもしれませぬけれども、昔はお産婆さんだったのね。こういう文化の違いというのがわかりますよね。

結婚した年齢ですけれども、まあ早いんですね。英照さんは14歳、昭憲さん19歳、貞明さん16歳、香淳皇后が21。美智子さんは25、雅子さんは30ですからね。皇太子がなかなか結婚できないって随分騒がれてまして、「八合目ぐらいかな」なんていう名言を残していますね。「富士山の日」が誕生日ですからね、あの方は。だから川勝さんもすごいことやりましたよね。2月23日の富士山の日が将来天皇誕生日になるわけです。わかってやったのかな、これは。

活動のほうを見ると面白いのは、赤十字活動はずっと代々皇后の仕事でした。ドイツの皇后さんがそれにかかわって社会活動していることに昭憲皇太后さんが感動しまして赤十字活動をして、今でも日本の皇室と赤十字はつながりが深いということですね。

あと、女子教育に力を入れました。学習院とかお茶の水をつくるときに協力していたり、あるいは女子留学生。津田梅子とか、それこそ「八重の桜」に出た大山捨松とかを激励していたわけですね。

戦前は軍隊があったので、軍事視察とか靖国参拝もしています。靖国に行かなくなったのは、ご存じのように昭和天皇が、A級戦犯が入っているということで、国際的な信用を疑われるということもあったんでしょうね。行かなくなっちゃったんですが、もともと靖国

神社というのは、幕末以来、天皇のために死んだ人をまつているところですから。

それから、戦前は傷病兵慰問というのをやっていた。戦後出てきたのは被災地慰問。お見舞金は出していたんですが、現地に行くようになったのは貞明さんから始まりまして、関東大震災の現場を歩くようなことを積極的にやったわけです。今の両陛下は、第二次大戦での惨禍の後も見えています。日本だけじゃないんです。本当は韓国とかも行きたいんでしょうけれど、あの方々は、外交問題があって、なかなか韓国は行けなくなっちゃった。多分次の世代の課題になるでしょうね。

もう1つ、ハンセン病とかパラリンピックというふうに、近代の皇室は、社会弱者救済というのをかなり意識している。厚生労働省がやれば良いという話ではなく、やっぱり日本の象徴の皇室がそういうところに心を砕いているんだという姿を見せることに大きな意義があるんじゃないかと僕は思っているんですね。

あと、絹ね。僕は言うんですけど、伝統伝統といったって、ほとんどの伝統なんて明治以降、昭和以降なんだよ。一番驚かれるのは、例えば天皇が田植えをされて日本の農業文化を守っていらっしやると。いいことなんですけれどね。あれは昭和天皇から始まったんですよ。伝統といえば伝統だが、2,000年近い皇室の伝統からいえば、ほんの最近のものですよ。

絹もそうなんですよ、実は。昭憲皇太后から始まったんですよ。これは何かというと、国産品をつくって輸出して、国の産業を発達させようという意図があったわけです。それを奨励するために、彼女は皇居の中で養蚕を始めたわけですよ。それが今もつながっていて、美智子皇后さんもやっています素晴らしいという話になるわけですね。さらに言えば、雅子さんはあまり蚕をやらないといっているけれども、僕は無理にやる必要はないと言っているわけ。何を伝統として引き継がなきゃいけないのかわからないまま「やってない、やってない」という言い方はやめようよと言っているんです。雅子妃がやるべきことは、もっと別にあってもいいでしょう。

あとは和歌ですね。静岡県からも何人か歌会始にかかわっていらっしやる方もいるようですけれども、和歌と皇室というのも、それぞれ違いますね、性格が。昭憲さんはちょっと道徳的なんです。それから貞明さんは信仰的ですね。やっぱり辛い思いがあるからですかね。その他いろいろ個性があるようですね。

あとスポーツですけれど、やっぱりテニスが多いですね。昭憲さんは体が悪くて、歩くのが精いっぱいだったんですよ。だから散策。沼津界限もよく歩いています。彼女の散策好きが園遊会になったんです。園遊会、

秋の観菊・春の観桜というのは、昭憲さんをなぐさめるために始まったことなんですね。明治天皇は乗馬が好きで、馬によく乗っていました。昭憲さんも乗ったけれども落馬しちゃいまして、やめたんですよ。ちょっとスポーツは得意じゃなかった。あの方ではまあまあ、ピアノ弾いたりフルート吹いたりしていますね。

近代の皇太子妃の苦勞ということについていろいろ言ってきましたが、ここに一覧をつくってきました。例えば貞明さんは、伏見宮さんのかわりに大正天皇の皇后に選ばれたわけですが、下田歌子さんという実践女子大をつくった方に、「別段すぐれたる長所はないけれども」なんて日記に書かれてましてね。「大した特徴もないが、体が健康だから」なんて、記録にまで残されちゃうわけです。

香淳さんもいろいろ、さっき言った某重大事件や、男児がなかなか生まれなかったり。あともう1つつけ加えなきゃいけないのは、昭和天皇は平和主義者だったんです。「え？小田部は何を言っているんだ」という人もいます。いや、そうだったんですよ。若いころ、第一次大戦の後を見て、「もう二度と戦争するもんじゃない」と記録にも書いている。僕は、この記録はきちんとしておかなきゃいけないなど。昭和天皇が最終的には命令を出して、天皇陛下のためにたくさんの方が戦死されたということは、私も若いころ勉強してよく知っているし、天皇には戦争責任があるんだという国際的な世論があったのも知っているんですが、昭和の初期において、平和主義者と呼ばれていたというんです。「平和主義者だからだめなんだ」と言われていたなんていうのは、今の時代でもよく知っておかなきゃいかなんと思う。平和主義というものが攻撃されていた時代があったということです。それで彼としては、天皇をやめるかどうかという岐路に立たされながら、ずるずるいっちゃったために最高の責任者になってしまったということなんですね。

☆戦後皇室が求めてきたもの

長々としゃべってきましたが、戦後皇室が求めてきたものは、僕は2つあると思っています。まず弱者への共感、社会的弱者に対する気配り。これは戦前からありましたけれども、平成になって特に強くなった。これはやっぱり評価していいと僕は思うんです。そういうものに対してどういう態度を示していくかという象徴として。

もう1つは国際親善。これは雅子妃殿下はなかなかできなくなったけれども、世界中の国々と、経済や外交や政治を乗り越えてつき合っていきたいという思いです。べつに日本の企業の海外進出の露払いをしに行くんじゃなくて、世界の国々と戦争しない社会をつくりたい。だから、よその国へ行って戦没者慰霊碑

をお参りしたりするというのは、今の皇室の1つの仕事で、多分これを継承しろということ、今の皇太子と秋篠宮さんあたりに伝えてくれているといいなと思っています。

あとは、雅子皇太子妃の回復が、僕はやっぱり鍵だろうと思いますね。実は、僕のところに女性ジャーナリストが来るんですよ。いろいろ言われて、「結局先生、どうしたらいいと思いますか？」と言うから、「まず、あのネットとか週刊誌のバッシングやめさせたら？」って言ったんですよ。さらに言ったのは、「とにかくできることからやる」ということ。これは聞かれたから言ったんですけど、向こうもそういう気があったんでしょうか、少しずつできるところからやり始められていますよね。過去のあれを少し振り捨てた感じが最近少ししてきたかなど。このままちょっとみんなで見守って差し上げれば、何とかある程度戻ってくださるんじゃないかと見ていますけれどね。

皇太子妃の雅子さんが元気になることは、女性にとってもいいことじゃないですか。あの方が愛子さんの問題とともに「男系、男系」でやられたために、どうも女性の活力がないんじゃないかと。男の私が言うのも失礼だけれども、やっぱり女性は男の添え物というか、女性が自立しにくい社会というか。男女共同参画とか言いながらも、まだまだ男尊女卑の根っこは深いなど。

それから、やっぱり中国や韓国と戦争したいとは思っていないと思います。中国、韓国だけじゃなくて、戦争なんかしたいとは思っていないと思います。やっぱり太平洋戦争に負けた痛みというのは、今の皇室の方々が一番忘れていないんじゃないかと。今の両陛下は学童疎開体験者です。大体、A級戦犯処刑の日って、今の天皇誕生日ですよ。あの方は、誕生日が来たときに東条英機らが絞首刑になったことを思い出さなきゃいけない仕組みになっているんです。日本は戦後復帰するに当たって、戦争について、「迷惑かけました、すみません。もうやりません」という約束をしたから、天皇家も日本の社会も残ったというのを覚えているわけです。そういう意味で、やっぱり平和であることが日本社会にとって大事なんじゃないかと、皇室も強く感じているんだろうというふうに私は思っています。



税理士先生のホットなおはなしです



「書面添付制度」って、ご存知ですか？

問1 「書面添付制度」とは、どのような制度ですか？

答

書面添付制度は、税理士が作成した申告書に計算事項等を記載した書面を添付（以下「添付書面」といいます）、および税務調査の事前通知前の意見聴取を通じて、税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより、正確な申告書の作成および提出に資するという、税務の専門家である税理士に与えられた権利の一つです。

（税理士法第33条の2、第35条）

問2 添付書面は、税務署において、どのように活用されるのですか？

答

添付書面は、税務署における申告書の審理や税務調査の要否の判断において、積極的に活用することとされています。

問3 添付書面を申告書に添付して提出した場合、税務調査は省略されるのですか？

答

提出した添付書面に関して、意見聴取が行われ、税務署の疑問点が解消された場合には、帳簿書類の税務調査（実地調査）が省略されることになります。

問4 意見聴取が行われた結果、税務調査の必要ないと認められた場合、何らかの連絡はありますか？

答

意見聴取が行われ、疑問点が解消した結果、帳簿書類の税務調査（実地調査）が行われない場合には、税務署から税理士に対して、「現時点においては調査に移行しない」旨を記載した「意見聴取結果のお知らせ（調査省略通知）」を、原則として書面により通知されることとなります。

「書面添付制度」に関する詳しい内容については、顧問税理士にご相談ください。

○ 税理士法第33条の2に係る書面添付割合（法人税）

（名古屋局計）

		平成22年度 (平成22年4月～平成23年3月)	平成23年度 (平成23年4月～平成24年3月)	平成24年度 (平成24年4月～平成25年3月)
申告件数	①	310千件	308千件	307千件
税理士関与件数	②	277千件	276千件	276千件
書面添付件数	③	16千件	17千件	18千件
書面添付割合	③/②	5.9%	6.3%	6.6%
意見聴取割合	④	4.2%	3.7%	2.9%
実地調査省略割合	⑤	53.7%	55.5%	62.8%

（注）1. 意見聴取割合は、書面添付件数に占める意見聴取件数の割合を示す。

（東海会提供）

2. 実地調査省略割合は、意見聴取件数に占める実地調査を省略した件数の割合を示す。

無料

税務相談



税金についてお悩みの方、税の専門家である**税理士**が、あなたの身になってご相談に応じます。税のことで困った事がありましたら、お気軽にご利用ください。

税務相談日

(予約をお願いします)

藤枝会場

●毎月 **第2火曜日**

午後1:00～4:00

藤枝市役所
市民相談センター

ただし、3/11はお休みします。

焼津会場

●毎週 **月・水・金**

午後1:30～4:00

東海税理士会藤枝支部
税務相談所
(焼津商工会議所会館内)

ただし、2/17～3/17はお休みします。

東海税理士会藤枝支部 事務局

〒425-0026 焼津市焼津4丁目15番24号(焼津商工会議所会館内)

TEL 054(628)2250

東海税理士会藤枝支部会員名簿 (支部入会順)

平成 26 年1月1日現在

 櫻井龍太 藤枝市藤岡5 ☎641-1984	 宮崎 健 藤枝市藤枝4 ☎641-4386	 小長谷常雄 焼津市与惣次 ☎624-0268	 落合孝次 焼津市小川 ☎624-7171	 大宇根行雄 藤枝市駅前2 ☎641-4898	 増田武治 藤枝市田沼3 ☎636-1287	 田中徳治 焼津市上新田 ☎622-6836	 小林宏旨 焼津市三ヶ名 ☎629-6711	 今本 昇 焼津市焼津1 ☎628-1776	 金田睦夫 藤枝市高岡1 ☎635-7576	 松浦宏明 藤枝市小石川町2 ☎641-1573	 中野正勝 焼津市焼津1 ☎626-8661
 杉井裕郎 焼津市西小川2 ☎629-1151	 伊藤恒夫 藤枝市大新高 ☎635-5615	 大石準二 焼津市八桶4 ☎628-2812	 河野正彦 藤枝市駅前2 ☎641-2725	 笠原敏幸 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 吉田雄一 焼津市東小川8 ☎629-6663	 平岩光雄 藤枝市藤岡1 ☎644-7219	 福代敬子 焼津市下江留 ☎622-6858	 藤浪良昭 焼津市城之腰 ☎629-5270	 福井干二 藤枝市中飯田 ☎638-1276	 浦田國治 焼津市大村2 ☎627-0309	 大石康夫 焼津市西焼津 ☎627-5022
 深澤美恵子 焼津市田尻北 ☎624-2794	 鈴木國弘 焼津市音羽北1 ☎627-9638	 八木金弥 藤枝市田沼1 ☎635-2559	 福井達郎 焼津市高野田 ☎622-8435	 増田富三 藤枝市岡出山2 ☎641-2215	 藪崎正則 焼津市小土 ☎626-9823	 菊川龍夫 藤枝市大新島 ☎635-1403	 吉川 始 焼津市大新島 ☎634-2570	 松永義郎 焼津市大栄町1 ☎628-6043	 澤村 守 藤枝市谷稲葉 ☎644-7845	 大橋金行 焼津市東小川7 ☎628-7973	 片山享一 藤枝市下之郷 ☎638-3766
 森田釧太郎 焼津市石津 ☎624-3763	 成島久四郎 藤枝市音羽町3 ☎641-0577	 仲田 勇 焼津市高岡2 ☎636-1199	 良知正夫 藤枝市田沼3 ☎635-0359	 岡野 純 藤枝市田沼3 ☎636-2929	 青島孝之 焼津市青木2 ☎641-3080	 竹田義和 藤枝市駅前2 ☎641-8280	 山田義雄 焼津市田沼3 ☎635-1859	 増田章一 藤枝市福川 ☎641-6845	 安井博史 焼津市東小川16 ☎627-5261	 高野佳和 焼津市岡部町内谷 ☎667-3253	 増田和宏 焼津市青木1 ☎643-3771
 小倉寿美 焼津市焼津4 ☎270-4172	 山崎恵三 藤枝市前島2 ☎634-0286	 海野晴方 焼津市青葉町1 ☎636-1588	 吉田道明 藤枝市小石川町1 ☎689-3196	 青木 敬 焼津市岡当目 ☎627-9851	 平井幸子 焼津市栄町3 ☎626-5711	 小長谷智子 焼津市与惣次 ☎624-0268	 遠藤次男 焼津市中新田 ☎624-1885	 松本 彰 藤枝市末広2 ☎635-8366	 増田貴行 藤枝市本町1 ☎643-5151	 服部正邦 焼津市柳新屋 ☎628-5533	 内藤良彦 藤枝市郡1 ☎646-8890
 増田良子 藤枝市青木1 ☎643-3771	 岩崎卓夫 藤枝市駅前1 ☎646-7701	 梅田健司 焼津市宗高 ☎622-3295	 沼野和吉 焼津市石津中町 ☎656-0788	 内田晴巳 藤枝市高洲 ☎635-8022	 大畑雅子 焼津市駅前1 ☎627-9638	 渡邊義博 藤枝市水上 ☎645-4571	 山本幸子 焼津市下小田 ☎624-0962	 笠原大輔 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 伊藤裕一郎 焼津市青葉町1 ☎637-2534	 宇田武房 藤枝市志太2 ☎644-4627	 森 祐輔 焼津市東小川7 ☎628-7973
 多々良信彦 焼津市東小川7 ☎628-7973	 落合孝康 焼津市小川 ☎624-7171	 竹内功夫 藤枝市田沼1 ☎637-1909	 小林敏樹 焼津市青葉町2 ☎636-7952	 岡村正雄 焼津市上小杉 ☎662-1391	 大石 誠 藤枝市前島1 ☎639-5139	 三岡厚文 焼津市志太2 ☎270-8861	 杉原一雄 焼津市平島 ☎270-3719	 松原隆宣 藤枝市大手1 ☎639-5570	 平野純也 焼津市天王町3 ☎646-4700	 山崎義和 焼津市三ヶ名 ☎629-6711	 鈴木和臣 焼津市益津 ☎270-5741
 内山勝浩 焼津市大栄町2 ☎628-5372	 藤田忠保 焼津市南駿河台5 ☎645-3381	 飯塚理恵 焼津市田沼1 ☎634-3570	 山本浩幸 焼津市下小田 ☎624-0962	 石村正美 焼津市上新田 ☎207-7064	 吉田公輔 焼津市東小川8 ☎629-6663	 井上香織 焼津市志太2 ☎631-5258	 池田佳通 焼津市岡出山1 ☎646-3388	 宮崎博史 焼津市高岡1 ☎636-5102	 吉田和弘 焼津市小石川町1 ☎689-3196	 浅井伸也 焼津市高岡2 ☎631-5152	 天野 貢 焼津市下小田 ☎624-1228
 大野克治 焼津市城之腰 ☎629-5270	 望月洋樹 焼津市すみれ台1 ☎639-6088	 三橋重継 藤枝市駅前2 ☎641-8280	お問い合わせは 焼津商工会議所会館2階 税理士会税務相談所へ 電話 (628) 2250 ※税理士会では無料税務相談を行っております。								
あおい 税理士法人 焼津市東小川7 社員 大橋金行 多々良信彦 森 祐輔 ☎628-7973			税理士法人 法理舎 藤枝市青木2 社員 青島孝之 ☎641-3080			税理士法人 ピーアンビシヤス 藤枝事務所 藤枝市志太2 社員 井上香織 ☎631-5258			税理士法人 松本税理士事務所 藤枝支店 藤枝市駅前2 社員 三橋重継 ☎641-8280		

消費税法改正等のお知らせ

I 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の主な改正内容

1 消費税収入の用途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注）地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年10月1日施行「消費税転嫁対策特別措置法」）において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

※ 消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」（下記URL）をご覧ください。

URL <http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

消費税価格転嫁等総合相談センターが設置されました

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されました。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けます。

このようなご相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否などの消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当省庁へ通知します。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】 平日9:00~17:00（平成26年3月・4月は土曜日も受付）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

※ 消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

○ 制度の概要

その事業年度の基準期間^(注)がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人(新規設立法人)のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの(特定新規設立法人)については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

(注) 「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合(特定要件)に該当すること。

② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者(判定対象者)の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間(基準期間相当期間)における課税売上高が5億円を超えていること。

○ 適用開始時期

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

4 任意の中間申告制度の創設

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注1)から、自主的に中間申告・納付^(注2)することができることとされました。

(注1) 「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(平成27年3月末決算分)から適用されます。

留意事項

○ 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

○ 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)

5 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります(「2 消費税率の引上げ」参照)。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。

主な経過措置の概要

- 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用されます。
 （注）8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経過措置の内容	
<p>① 旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの</p>	
<p>② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの</p>	
<p>③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	
<p>④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、平成26年4月1日以後に行う当該資産の貸付け</p>	
<p>⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(*)に係るものをいいます。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの ※平成25年10月30日政令304号により、雑誌は、経過措置の対象から除かれました。</p>	
<p>⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売</p>	
<p>⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

Ⅱ 消費税転嫁対策特別措置法に規定する「総額表示義務の特例措置」

○ 制度の概要

「消費税転嫁対策特別措置法」第10条の規定により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間において、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいとする特例が設けられました。

なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【誤認防止措置の具体例】

総額表示義務の特例措置の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

例 1

値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。



例 2

個々の値札等においては「000円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

! 国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」に「総額表示義務の特例措置に関する事例集（税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例）」を掲載しています。上記以外の事例も紹介していますので、そちらもご覧ください。

Ⅲ 課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正

○ 制度の概要

平成26年4月1日以後に行われる総額表示義務の対象となる取引について、総額表示を行っている場合において、その取引に係る決済上受領すべき金額を税込価格を基礎として計算することができなかつたことにつきやむを得ない事情があるときは、経過措置として、当分の間、旧消費税法施行規則第22条第1項^(注)の規定を適用できることとされました。

また、上記Ⅱの総額表示義務の特例措置の適用を受ける場合にも、総額表示を行っているものとして、この経過措置の適用を受けることができることとされました。

(注) 消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年9月30日財令第92号）により、廃止された消費税法施行規則第22条第1項をいいます。

○ 適用開始時期

平成26年4月1日以後に行う課税資産の譲渡等から適用されます。

! 課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の具体的な取扱いについては、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」に「課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正について」を掲載していますので、そちらをご覧ください。

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

(平成25年12月3日～平成26年1月28日)

法人会活動

放送局

このマークは当会のホームページ内の「e 講演放送局」にて公開中のものです。

藤枝法人会 e 講演放送局

検索

ユーザー名:koen パスワード:hoso (パスワードは****と表示されます。)

本 会

1月16日 新春講演会
演 題「日本再生のため何が必要か」
講 師 / 経済ジャーナリスト
須田慎一郎 氏
会 場 / ホテルアンピア松風閣



1月28日 税務講習会
テーマ「会社の決算と申告」
講 師 / 東海税理士会 藤枝支部
税理士 池田佳通 氏
会 場 / 焼津市文化センター



放送局

青年部会

12月12日 勉強会
テーマ「第2ステージへ
～藤枝駅周辺のまちづくり～」
講 師 / 藤枝駅前一丁目8街区再開発準備組合
理事長 鈴木健夫 氏
藤枝市都市建設部 中心市街地
活性化推進室 渡邊章博 氏
会 場 / 藤枝市文化センター



1月27日 新春講演会
演 題「THE YAB流」
講 師 / 夢音 代表 数崎 茂 氏
会 場 / 小杉苑



放送局

女性部会

12月3日 教養講座
【第一講座】テーマ「医療格差とセカンドオピニオンの重要性」
講 師 / AIU損害保険㈱ リスクコンサルティング部
アドバイザー 伊藤道明 氏
【第二講座】テーマ「乳がんの医療格差と治療法の多様化」
講 師 / ティーベック社
認定講師 木村久美 氏
会 場 / 焼津市文化センター

